

# 固定資産税・都市計画税

## 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(金)から始まります。

これは、固定資産税を納税する方が所有する土地、家屋と近隣の土地、家屋との価格を比較し、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを判断できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②現況地目③課税地積④価格

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④建築年⑤構造⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】4月1日(金)5月31日(火)の午前8時半

## 課税物件をご確認ください

今年1月1日現在、市内に土地または家屋を所有する方で、固定資産税および都市計画税が課税される方を対象に、課税物件の内容を記載した固定資産税・都市計画税課税説明書を送付します。

【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(今年1月1日現在、市内に固定資産を所有し課税される方)②納税管理人③代理人(委任状が必要となり)

## 課税物件をご確認ください

今年1月1日現在、市内に土地または家屋を所有する方で、固定資産税および都市計画税が課税される方を対象に、課税物件の内容を記載した固定資産税・都市計画税課税説明書を送付します。

## 「注意」課税明細書は

氏名に誤りがあった場合は、課税物件の内容をお知らせするためのものです。課税明細書に納税はできません。なお、「納税通知書」は5月上旬に発送します。

※固定資産の所有者が住所などを変更した場合や、住所・非木造の冷蔵倉庫(10℃以下)の取り扱いが変わります

## 非木造の冷蔵倉庫(10℃以下)の取り扱いが変わります

平成21年総務省告示第225号に基づき、24年度から非木造(鉄筋コンクリート造・鉄骨造など)の冷蔵倉庫(保管温度が10℃以下に保たれる倉庫)の固定資産税・都市計画税において、評価額算出における減価年数が短縮されます。

## 就学援助事業

公立小・中学校でかかる教育費の一部を援助しています

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校でかかる費用が非常に大きな負担となっている家庭に対して、23年度において、この制度を受けられる家庭は次のとおりです。

## 公立小・中学校でかかる教育費の一部を援助しています

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校でかかる費用が非常に大きな負担となっている家庭に対して、23年度において、この制度を受けられる家庭は次のとおりです。

## 東京都シルバーパス

発行のご案内

満70歳以上の都民の方は、申し込みにより都バスや都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。

## 4月3日(日)市役所本庁舎で日曜臨時窓口を開設します

住民異動が集中する3月下旬4月上旬の窓口混雑を緩和し、併せて市民の市税納付の便宜を図る目的で、4月3日(日)に市民課・保険年金課・納税課にて、日曜臨時窓口を開設します。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

23年4月分から児童一人あたりの手当額が改定されました。

児童扶養手当(月額)一部支給額11万1550円▽一部支給額9万8500円▽4万1710円▽4万1550円▽4万1540円

## 手当てを振り込みます

22年12月〜23年3月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。

## 相続・贈与に伴う保険年金等(過去5年を超えて支払いを受けた分)について

### 市民税・都民税の取り扱い

遺族が年金として受給する生命保険のうち、相続の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならない最高裁判所の判決がありました。

これに伴い、生命保険会社

社などから保険年金に関する通知を受けた方は、所得税および市民税・都民税が返還になる場合があります。

その場合、18年12月31日以前に生命保険会社から相続・贈与に伴う保険年金などの支払いを受けたものについては、税務署へ所得税の更正の請求のほかに、市への返還請求が必要で、市への返還請求には、税務署への提出書類一式のコピーなどが必要になります。

なお、今後詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせする予定です。

## 市税の納付に協力ください

市税などの納め忘れはありませんか

22年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

## 納付は便利な口座振替で

納付には口座振替が便利で

病気や事故、災害など、やむを得ない事情で一括納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

## 納付は便利な

納付は便利な

納付は便利な



### 日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課(市役所1階)	◎住民異動届けの受け付け=転入・転居・転出・世帯変更など ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け=平日に来庁できない方は、この機会に、夜間・閉庁日にも住民票・印鑑登録証明書・課税/納税説明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細については市民課へ問い合わせください。 ◎各種証明書の発行=住民票・印鑑登録証明書・戸籍の附票・戸籍謄抄本・外国人登録原票記載事項証明書など ◎住居表示の申請受け付け	◎住民基本台帳カードの即日交付 ◎付記転入・付記転出・住民票の広域交付 ◎電子証明書の発行および更新の申請 ◎臨時運行許可(仮ナンバーの貸与) ◎戸籍異動に伴う住民異動届けなど、他市町村への問い合わせを必要とするもの
保険年金課(市役所1階)	◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け ◎高額療養費の支給申請など各種申請書受け付け ◎後期高齢者医療制度の申請に関する届け ◎国民年金第1号被保険者の資格取得等の届け	◎日本年金機構および他市町村への照会を必要とするもの
納税課(市役所2階)	◎市税の納付および納税に関する相談 ◎市税の口座振替の申し込み手続き	◎納税証明書の発行など左記以外の事務

詳しくは市民課 ☎ 470・7722、保険年金課 ☎ 470・7732、納税課 ☎ 470・7730へ。